

福岡市での火災において考えられる課題

- 火災による死者はいずれも高齢者で、その大半は自力避難困難者であった。
- 消防計画上行うこととされていた初期消火や患者の避難誘導がなされなかった。
- 防火戸が閉鎖されなかったこと等により、煙が建物内に充満した。



対策の基本的な考え方

施設の実態を踏まえ、ソフト面（訓練の実施や防火戸の維持保全のあり方など）の対策と、ハード面（感知・通報・消火設備など）の対策を総合的に実施することが必要

ソフト面での検討事項

- 効果的な訓練の実施 [参考資料2-5]
 - ・ 訓練の実効性を向上させるためには、建物構造や入居者の特性、避難経路等の実情を考慮した施設ごとの工夫が必要であることから、現在3,000㎡以上の病院を対象としている訓練マニュアルを見直し、規模の小さい有床診療所等においても活用できるよう内容を追加してはどうか。
 - ・ 消防機関において、新たに構築するシステムを活用して訓練の実施状況を確認し、訓練が未実施の事業所に対しては、医療部局等と連携した効率的な指導が必要ではないか。
- 防火設備の適切な維持保全のあり方の検討等 [資料2-5]
 - ・ 避難安全上重要な防火設備の維持保全の実効性を高めることが必要ではないか。
 - ・ 今回の福岡の診療所のような高齢者等の要配慮者が利用する建築物が定期報告の対象となるよう指定のあり方を見直すべきではないか。

ハード面での検討事項

有床診療所、小規模の病院（以下「有床診療所等」という。）においては、介助者が避難誘導に注力する体制がとれるように、各施設の火災危険性に応じたハード面の対策が必要である。

- スプリンクラー設備についての検討
火災発生時に延焼を抑制し、一定の避難時間を確保する自動消火設備として、スプリンクラー設備があり、有床診療所等における当該設備の設置のあり方について以下の検討が必要。
 - ・ 本件火災のあったような有床診療所にはスプリンクラー設備が有効と考えられるが、仮に設置義務をかけるとすればどのような施設が対象となるか。
 - ・ 小規模のものについては、水道連結型スプリンクラー設備の設置であっても有効と考えられるが、その際に留意すべきことはあるか。 [資料2-6]
- 火災通報装置の設置、及び、自動火災報知設備と火災通報装置の連動の検討
火災時には職員が消防機関へ通報する余裕がないと考えられるため、原則として、火災通報装置の設置及び自動火災報知設備との連動が必要ではないか。 [資料2-7]

現在進めている取組

- 関係行政機関の連携 [資料2-8]
有床診療所における防火対策の実施状況を関係機関において連携して共有を図るため、有床診療所の事業者が、防火に関する点検項目に自ら入力し、必要な防火対策に漏れが無いかを消防部局のほか、関係部局（建築部局及び医療部局）が確認できるシステムを構築